

第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について  
～ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（基本法第20条関係）～  
～ 推進体制（基本法第23条に係る要望を含む）、その他～

【基本法第20条関係（国民の理解の増進）】

1 教育活動を通じた理解の増進

教育現場での命の大切さに関する教育の実施と地域社会における教育活動としての修復的司法プログラムを導入してほしいとの要望について

検察庁においては、検察庁の仕事や役割に対する国民の理解を深めるため、小中学生を始めとした幅広い層の見学者に来庁していただき、見学者に対して検察庁の仕事や役割等についての説明及び質疑応答、庁舎見学等を行う移動教室プログラムや、検察職員が小中学校等に出向いて説明等を行う出前教室といった広報活動を行い、多くの方々に検察の役割に対する正しい理解を持っていただけるよう努めている。

また、平成15年7月には法教育研究会を発足させ、我が国における法教育の在り方について検討を進めてきたところ、平成16年11月に取りまとめられた同研究会報告書では、法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味する」と定義付け、その結果として「法や司法の意義について学ぶことにより、法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について十分に認識を深め、自らの在り方に深くかかわる法とルールを定める過程に積極的に参加することの重要性と、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体得することになる。」とされている。

法教育は、必ずしも御要望の命の大切さに関する教育を目的とするものではないが、子どもたちに、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じて、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにつながるものと考えており、本年5月に文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の御協力を得て法教育推進協議会を発足させ、今後も、学校教育を中心として法教育の普及・発展に努めることとし

ている。

法務省としては、このような機会を通じ、教育現場において、犯罪被害者の方々の御要望が、より一層理解を得られるよう努力してまいりたい。

## 2 広報・啓発活動の実施

犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進

行政が被害者に対する国民の理解を率先してアピールしてほしいとの要望について

法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の方々の人権問題に対する配慮と保護を図るため、平成14年度から「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を人権週間の強調事項に掲げ、人権週間を中心に全国各地で、テレビ・ラジオ放送、新聞紙、週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

また、犯罪被害者の置かれている現状を国民に広く伝え、被害者の人権に関する問題を身近な問題として考えるための人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」を制作し、全国の法務局・地方法務局に配布した。このビデオは、講演会及び研修会等で上映するほか、貸出しも行っている。

今後とも、犯罪被害者等の方々の人権を擁護するため、各種啓発活動に取り組んでまいりたい。

被害後に起こりやすい症状について心理教育をすることで、フラッシュバックと距離をとることができるようになる者もいる。被害者と関わる警察官、被害者の周囲の人の理解が求められる。/子どもがDVを目撃することも児童虐待であるという認識を徹底してほしい/身体的な、明らかに見える暴力は誰でもわかりやすいが、精神的な暴力についてはわからない。精神的な暴力による被害がいかに大きいか社会的認識を広めてもらいたいとの要望について

法務省としても、犯罪捜査に当たり、被害者の方々の置かれた状況等について理解を深めることは重要であると考え、検察官に対しては、その経験年数等に応じて各種の研修を実施し、その中で、被害者支援に当たっておられる方や大学教授等による講義や児童に対する配慮をテーマとした講義科目を設けるなど工夫しているほか、日常業務においても、上司による指導等を通じ、犯罪被害者やその御家族等の心情等に対する理解の増進に努めている。

今後とも、犯罪被害者の方々と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど、科目の内容について一層の充実を図りたい。

## 3 犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成

被害者感情を逆撫でする周囲の言動がなくなってほしいとの要望について

上記2で述べたとおり，法務省の人権擁護機関では，犯罪被害者の置かれている現状を国民に広く伝え，被害者の人権に関する問題を身近な問題として考えるために啓発活動を行っており，今後とも，犯罪被害者等の人権を擁護するための各種啓発活動に取り組んでまいりたい。

被害者の一般的な心理・行動，心理的後遺症への理解が足りない。強盗の被害者は，「なぜ抵抗しなかったの」，「あなたにもすきがあったのでしょうか」とは言われぬのに，性暴力の被害者，あるいはDV被害者だけは責めるのはやめてほしいとの要望について

検察職員に対しては，犯罪被害者の方々の心情等に配慮した対応ができるよう，各種の研修を実施したり，日常業務においても，上司による個別の指導等を行うなど，犯罪被害者の方々への配慮に努めているが，捜査において，被害者の方々から被害状況を聴取するに当たっては，被疑者の弁解状況等を踏まえ，事案の真相を明らかにするためにかなり立ち入った質問をせざるを得ないことが少なからずあることを御理解いただきたい。

なお，被害者の方々，特に性暴力等の被害者の方々からの心情にできる限り配慮すべきは当然であり，今後とも一層の努力をしていくものと承知している。

【基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに整理することが適当でない事項】

1 加害者の厳罰化等

被害者の痛みに合う加害者の厳しい処罰を与えてほしいとの要望について  
交通事故の被害者やその家族の方々の心情が適切に科刑に反映されるよう、  
検察官としても、必要十分な主張・立証に努めており、今後もなお一層努力し  
ていくものと承知している。

刑期の上限を取り払ってほしいとの要望について

刑罰を科すには、犯罪と刑罰があらかじめ成文の法律で定められていなければ  
ならないとするのが近代刑法の基本的原則であり（罪刑法定主義）、その趣  
旨から、刑の種類も分量も定められないような刑や刑の種類のみを定めてその分量  
を定められないような刑を規定することは許されないとされている（絶対的不定期  
刑の禁止）。したがって、刑期の上限を取り払うことは許されないと考えられ  
る。

他人の体を傷つけた加害者には恩赦はしないようにしてほしいとの要望につ  
いて

恩赦は、行政権によって、刑罰権を消滅させ、あるいは裁判の内容・効力を  
変更又は消滅させる制度であり、有罪の言渡しを受けた者の犯罪後の行状等を  
考慮し、その社会活動上の障害を取り除き、その改善更生を促進し社会復帰を  
促すといった刑事政策的な機能を果たしている。

恩赦のうち、いわゆる個別恩赦は、犯罪の種類を問わず、個々の事案ごとに  
個別に本人の犯情、性格、行状、改善更生の程度、被害者・遺族の感情、社会  
の感情等を総合的に勘案して、その者の恩赦の当否を決定するものである。し  
たがって、当初から特定の罪名を対象から除外することは、制度の趣旨に照ら  
して相当ではないと思料する。

なお、恩赦は、司法の決定を行政によって変更するという重大な作用を持つ  
ため、実務上、その運用は慎重になされており、今後とも、制度の適切な運用  
に努めてまいりたい。

仮出所制度をやめてほしいとの要望について

いわゆる仮出所（仮出獄）制度は、矯正施設に収容されている受刑者を収容  
期間の満了前に釈放して更生の機会を与え、保護観察における指導監督・補導  
援護等を通じて、その円滑な社会復帰を図ろうとする措置であり、近年の出所  
者全体に占める仮出獄者の割合は、50%台後半で推移している。また、仮出  
獄者の円滑な社会復帰を図ることにより、再犯防止の面でも相当の効果が認め

られるところである。このように、我が国の治安を確保する上で重要な役割を果たしている仮出獄制度について、これを廃止することは、刑事政策上、できないと考えている。

交通事故の遺族が癒されないのは、加害者の処分があまりに軽い処分であるからである。加害者を厳罰化し、世の中は交通事故に甘くないと、無免許、無保険、ひき逃げのような場合も危険運転致死傷罪を適用できるよう同法の見直し。/加害者の厳罰化（特に危険運転致死傷罪の積極的適用と拡充）/業務上過失致死罪の刑罰の上限を15年の懲役、または禁固まで引き上げる。罰金の上限も1,000万円までに引き上げるよう刑法211条を改正する。特に被害者死亡については厳罰化が必要との要望について

人の死傷をとまなう交通事故を引き起こした加害者は、一般に業務上過失致死傷罪や危険運転致死傷罪により処分されている。

まず、業務上過失致死傷罪については、同罪の法定刑は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金と定められているが、検察当局において、被害の内容、行為態様、過失の程度、被害弁償の有無など諸般の事情を考慮しながら、事案に応じた適正な科刑の実現を図っているものと承知している。また、一般に、犯罪の法定刑は、その罪の罪質や他の罪との刑の均衡、その犯罪によって起きる被害の内容や程度、背景となる社会・経済事情等種々の観点から総合考慮した上で決められるべきものであることから、業務上過失致死傷罪の法定刑の見直しについても、これら種々の観点から慎重な検討を要する問題と考えている。

次に、危険運転致死傷罪については、同罪は、従来業務上過失致死傷罪という過失犯で処罰されていた自動車の運転行為による死傷事故のうち、故意に悪質・危険な自動車の運転行為を行ったことにより人を死傷させた者を、その行為の実質的危険性から、特に重く処罰するもので、極めて危険性の高い運転行為がその対象とされていることなどからして、御要望のような危険運転致死傷罪の改正は困難であると考えられる。

なお、危険運転致死傷罪の積極的適用については、警察と協力しつつ、鋭意証拠収集し、その適用に努めていると承知しているが、今後もなお一層努力していくものと承知している。

死亡事故については、業務上過失致死傷又は罰金刑などの軽い処分ですますことはやめてほしいとの要望について

交通事故の被害者やその家族の方々の心情が適切に科刑に反映されるよう、検察官としても、必要十分な主張・立証に努めており、今後もなお一層努力していくものと承知している。

もっとも、死亡事故についても、事故の実態等に応じて、加害者の罪や刑が決定されるものであることを御理解いただきたい。

危険運転致死傷罪の積極的適用 / 危険運転致死傷罪の適用を拡大してほしいとの要望について

検察当局においては、危険運転致死傷罪を適用すべき事案については、警察と協力しつつ、鋭意証拠収集し、その適用に努めているものと承知しているが、今後もなお一層努力していくものと承知している。

交通犯罪に対し、業務上過失致死傷罪とくくるのではなく、「自動車運転業務過失致死傷罪」(仮称)を設けるなどして、命の重みに見合う裁き(厳罰)に処すること(交通事故に特化した刑罰体系が必要)が必要との要望について

自動車運転中の過失により死傷の結果を生じさせた場合、一般に業務上過失致死傷罪が適用されるどころ、人の死傷という結果は同じでありながら、自動車運転に伴う過失行為の場合に限り、他の業務上の過失行為による場合よりも刑を加重する根拠は何かなどの問題があることから、御要望のような改正については慎重な検討を要すると考えられる。

職業運転手の刑罰を一般ドライバーとは別に厳しく設けるように刑法を改正する。また、ドライバーの教育とその他の環境(車自体の持つ危険性、事業者、メーカー、教習所等)への責任問題等が大いに関係してくるので、車自体の持つ危険性によっても刑罰の差をつける事も考慮すべきとの要望について

交通事故を起こした運転者が職業運転手であったか否か、その際の車両がどのようなものであったかは、現在においても量刑上考慮されていること、交通事故事案の量刑を決するに際して考慮される事項は多岐にわたり、事故状況によってはこれらの事情が刑を決めるに当たって必ずしも決定的な事情とならないものも存することなどから、御要望のような改正については慎重な検討を要すると考えられる。

## 2 交通事故捜査の充実等

捜査官は、加害者は「絶対にウソの供述をする」との前提で捜査にあたっていただきたい。特に被害者が死亡している場合は、加害者だけの供述で報告書を作成するのはやめてほしいとの要望について

捜査当局は、交通事故捜査においても、他の犯罪捜査と同様、加害者が虚偽の供述をしている可能性も念頭において必要な捜査を尽くすよう努めてきたところであるが、今後もなお一層努力していくものと承知している。

検察も警察とは別の観点より独自の捜査を行う。その際、警察と検察は独立した機関とし、検察は警察の捜査に対し、その捜査が妥当であるかを判断し、捜査不十分あるいは捜査内容が公正でない場合、警察に再捜査を命じてもらいたいとの要望について

検察当局においては、従来から、警察の捜査に問題があればこれを指摘してその是正を促し、あるいは自ら必要な捜査を遂げた上で事件を適正に処理するよう努めてきたところであり、今後も引き続きそのように努めていくものと承知している。

検察に書類が回ったら（送検）、必ず遺族から事情を聞き警察より送られてきた書類と照らし合わせてきちっと捜査してほしいとの要望について

検察当局においては、警察から送致された捜査記録を精査した上、必要な捜査を行って真相を解明し、事案の実態に即した適正な処分を行うよう努めており、今後も引き続きそのように努めていくものと承知している。なお、交通死亡事故の捜査にあたっては、特別の事情がない限り、御遺族の方の処罰感情を的確に把握するように努めており、今後も引き続きそのように努めるものと承知している。

交通事故を扱うことの多い副検事のレベルが低いので、交通事故に特化した（専門知識を持った）検察官を養成してほしい。また、検察官も現場を確認することを必須としてもらいたいとの要望について

副検事に対しては、その経験年数等に応じて各種の研修を実施し、その中で交通事件をテーマとした講義科目を設けているが、今後においても、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うなど、科目の内容について一層の充実を図りたい。

なお、現状においても、検察官は、必要に応じて、自ら事故現場に赴き、現場の状況を確認した上で、関係者の取調べとその他の捜査を行っているものと承知しており、今後も引き続き、必要に応じて、そのように努めていくものと承知している。

送致されてから処分（起訴）決定までの時間を短縮してほしいとの要望について

検察当局においては、遺族の方々等の心情等にも配慮しつつ、事件送致後、できる限り早く処分できるように努力してきており、今後も引き続きそのように努めていくものと承知しているが、事案によっては、例えば、過失の認定上、鑑定を実施する必要があるったり、重要参考人が入院中であるためなどの理由からすぐに取調べを行うことができず、事案の真相解明までにある程度の期間を

要する場合もあることを御理解いただきたい。

加害者に対し、誘導するような尋問（現場検証，調書作成）はやめてほしいとの要望について

捜査当局においては、加害者、被害者、その他の参考人のいずれからの聴取に際しても、その信用性確保のため、できる限り、その記憶にあるところをそのままの形で供述してもらうように努めており、今後もなお一層そのように努めるものと承知している。

通報者、目撃者等事故に関係した人には実際に面談し、調書を作成してもらいたい（電話だけの確認は不可）との要望について

検察当局においては、これまでも、事案の真相解明や立証上重要な事件関係者については自ら事情聴取し、調書を作成するなどその必要性に応じた適切な捜査を心がけてきたところであり、今後とも同様の努力を続けていくものと承知している。

警察と検察が連携し、最後まで責任を持って、捜査を行ってほしいとの要望について

検察当局においては、これまでも警察と連携・協力して捜査を行い、事案の解明に努めてきたところであるが、今後もなお一層そのように努めていくものと承知している。

大学や研究機関，弁護士会，行政・司法機関による「交通刑法」の官民を上げての共同研究を実施してほしい。

各機関が連携して「交通刑法」の共同研究を行うことが必要であるかどうかについては、研究の目的，内容，方法等をどのように設定するかにもよるが、法務省においては、これまでも交通事故捜査に関して、必要に応じ、調査・研究を行ってきたところであり、今後も引き続きそのように努めていきたい。

### 3 交通事故加害者に対する更正プログラムの整備等

#### 加害者の更生及びしよく罪プログラムの開発

現在、矯正施設においては、交通事犯被収容者に対して、遵法精神，責任觀念をかん養するため、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人を育成することを目的として、罪の意識の覚せいを図る指導，交通安全教育等を行っている。

また、昨年度有識者の方々の参加を得て開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者や支援団体の方から直接にお話を

伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発，標準的なプログラムの策定に取り組んできたところであり，今後とも，交通事犯被収容者に対するより有効なプログラムの整備に努めたい。

さらに保護観察所においては，交通事故加害者に対する保護観察の実施に当たり，被害者等の意向も踏まえながら，適切な慰謝・被害弁償等の措置を実施するように指導・助言している。

特に，家庭裁判所において交通事犯により保護観察に付された少年のうち，集団処遇を中心とした特別な処遇を短期間に集中して行う交通短期保護観察を実施することとされた少年に対しては，集団処遇において視聴覚教材を活用するなどし，交通事故により被害者が受ける影響等についての理解を深めさせている。

今後とも，これらの処遇の一層の充実を図るとともに，指導に当たる矯正職員，保護観察官及び保護司の処遇能力を向上させるための研修にも努めてまいりたい。

死亡・重傷事故の加害者，および，結果の軽重を問わず酒酔い・無免許・暴走などの人身事故の加害者は，被害者・遺族への損害賠償の支払いや罰金の他に，「贖罪・更生支援機関」に損害賠償額の0.5～1%の金額を納め，現行の贖罪教育と合わせて「支援機関」の実施する更生プログラムを受けること。なお，この納付金については，保険の充当を認めないでほしいとの要望について

御要望の「贖罪・更生支援機関」が具体的にいかなる活動を実施することが予定されているのか定かではなく，確たる回答はし難いが，同機関の設置主体は誰なのか，公安委員会において行われている講習との関係をどのように考えるのか，納付金の性格はどのようなものか，一定の交通事犯の加害者のみに新たに金銭納付義務を課す制度を設けることについて，（他の罪種とのバランス上）加害者の人権を不当に侵害することにならないか，納付額の算定等をどのようにして行うのか，納付金に保険の充当を認めない理由をどのように整理するのかといった問題があるほか，仮にこれらが解決された場合でも，同機関が行う更生プログラムは刑務所に来庁していただく等して矯正教育に協力いただく形で実施されるのかなど，様々な問題があり，実現は困難であると考えられる。

就労能力があるにも拘わらず就労しない加害者については，「贖罪・更生支援機関」の運営する事業施設（事故防止・交通安全グッズの製作や廃物リサイクル，公園・海岸の清掃など）において強制的に就労させ，損害賠償金の総額の1/5に当たる額の支払いが完了するまで，給与の1/3を天引きするとともに，支援機関の実施する更生プログラムを受ける。こうした就労を拒否する者は，「贖罪拒否罪」として，懲役・禁錮刑に処するものとしてもらいたいとの要望について

御要望の具体的な内容が不明であり、回答が困難であるが、例えば、就労能力があるにもかかわらず就労していないことを誰がどのように認定するのかという困難な問題がある上、贖罪・更生支援機関の設置主体は誰なのか、特定機関において刑罰による制裁を背景に労働を強制することや損害賠償金に充当するために給与を天引きすることが加害者の人権を不当に侵害することにならないかなど、様々な問題があり、実現は困難であると考えられる。